

(案)

業 務 委 託 契 約 書

収入
印紙

1 委託業務の名称 令和8年度救急物品管理供給業務委託事業

2 施行箇所 志太消防本部
藤枝消防署及び焼津消防署

3 履行期間 着手 契約日後の救急物品納入月
完了 令和9年3月31日

4 業務委託料 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

5 業務委託料の支払 使用実績による月払い

(業務委託料は、別紙業務委託料は内訳書のとおり)

上記業務委託の実施について、発注者と受注者とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び別添の業務委託契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合

管理者 焼津市長 中野 弘道 (印)

受注者 住 所
商 号
氏 名 (印)

救急物品管理供給業務委託事業仕様書

この仕様書は、志太広域事務組合（以下「発注者」という。）が委託する令和8年度救急物品管理供給業務委託事業に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、受注者は、本業務にあたって、これを忠実に履行しなければならない。

1 業務名

令和8年度救急物品管理供給業務委託事業

2 業務履行期間

契約日後の救急物品納入月から令和9年3月31日まで（単年度）

3 履行場所

- (1) 藤枝消防署 〒426-0022 藤枝市稲川200番地の1
- (2) 焼津消防署 〒425-0041 焼津市石津1丁目6-1

4 委託業務内容

発注者において使用する救急活動物品（以下「救急物品」という。）の一元運営管理（供給・搬送等を含む）により、救急物品の適切な管理、安定供給及び業務の効率化を図ることを目的とし、次に掲げる業務を委託する。

(1) 救急物品の管理業務について

発注者が使用する救急物品について、受注者が持ち込む物品管理システム（以下「物品管理システム」という。）にて定数管理、在庫・消費管理、臨時請求を含む受発注管理などを適切に行い、円滑な救急業務に従事できるよう管理業務を遂行すること。なお、発注者が使用する救急物品の単価は、別紙1「救急物品仕様及び発注見込み数量一覧」のとおりとし、予め定めるものとする。

ア 救急物品の管理在庫の維持に努めるため、物品管理システムで救急物品の供給データを管理し、発注者と協議の上、定期的に基本数量の見直しを実施すること。

イ 使用期限の定められている救急物品については、物品管理システムにて使用期限の把握及び管理を適切に行い、発注者の行う救急業務の安全性を確保すること。

ウ 救急物品の消費管理を行い、支出の抑制のための提案を行うこと。

エ 救急物品について、新製品に関する情報の収集および提供を行い、同等品以上の救急物品の提案を随時行うこと。

オ 物品管理システムは発注者がインターネット環境下においては場所を問わず、常時マスタ・在庫状況・使用期限・定数設定・消費状況の把握と各帳票の出力ができる仕様であること。

カ 受注者は年2回の棚卸を実施するとともに、棚卸においては救急物品の数量・ロット・使用期限の差異確認を行うこと。

(2) 救急物品の供給・搬送等

前4(1)に付随する業務として、救急物品の供給・搬送等の業務を行い、救急業務に支障をきたさないよう業務を行うこと。

また、救急物品の使用を確認した場合は、受注者は事実確認後、概ね1か月以内に確認した救急物品を供給すること。やむを得ない事情等（大規模災害、感染症の大流行等）により供給が遅延する場合、受注者は速やかに発注者に報告するとともに、新たな供給日程を示すこと。

ア 基本数量管理

各救急物品に物品カード又はシール（以下「物品カード等」という。）を配置し、履行場所ごとに基本数量を管理するとともに使用量を把握できるようにすること。

救急物品の供給及び物品カード等の回収は、履行場所ごとに緊急に物品の供給が必要になった場合を除き、概ね月1回以上実施すること。

回収した物品カード等から履行場所の使用状況を把握し、次回配送日に前回使用した分の物品を供給すること。なお、事前に受注者は納品予定数量等を発注者へ報告するとともに、供給日程を示すこと。

救急物品の供給及び物品カード等の回収回数を変更する場合、発注者、受注者相互で協議を行うこと。

イ 搬送等

受注者は、救急物品を納品する際、指定された位置に駐車すること。また、救急物品の納品は、原則として月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間に行い、履行場所へ事前に連絡すること。ただし、緊急に救急物品の供給が必要となった場合、受注者は発注者と履行場所等の調整を行い、納品すること。

ウ その他

(ア) 受注者は、大規模災害や感染症の大流行等が発生し、救急物品の需要が急激に増えることが予測される場合や救急物品の大幅な価格変動が生じた場合は、速やかに発注者、受注者相互で協議を行うこと。一時的に基本数量以上の救急物品を確保することが必要と判断した場合は、供給できる体制を整えること。また、この供給については、履行場所に関わらず、発注者の指定場所に納品できるものとする。

(イ) 関係法令（救急救命士法等）の改正により、救急物品の変更が必要となった場合は、発注者と受注者相互で協議を行うこと。

5 救急物品の配置の方法等

- (1) 救急物品は、発注者で準備した棚に配置すること。
- (2) 救急物品は、先入先出可能な状態で配置棚に収納若しくは使用頻度が高い履行場所に配置転換する等、使用期限切れ物品が発生しないように努めること。
- (3) 基本数量を超えた救急物品を保管する場合は、原則として棚に配置することとするが、収容不可能の場合は、特異事象（大規模災害、感染症の大流行等）発生時を除き、受注者が適切に管理保管すること。
- (4) 棚には、仕様に不備等がなく、未使用状態のもので、原則として使用期限が10か月以上の救急物品を配置すること。また棚に配置した時点で発注者が購入したものとする。
- (5) 発注者が単位あたり数量を設定している物品については、設定数量ごとに袋詰めまたは梱包した状態で納品すること。
- (6) 棚に配置した救急物品で、後日不備やリコール等が発覚した場合、受注者は、発注者と協議の上、早期に回収し、同等品以上の救急物品と交換すること。
- (7) 棚における救急物品管理の流れは次のとおりとする。

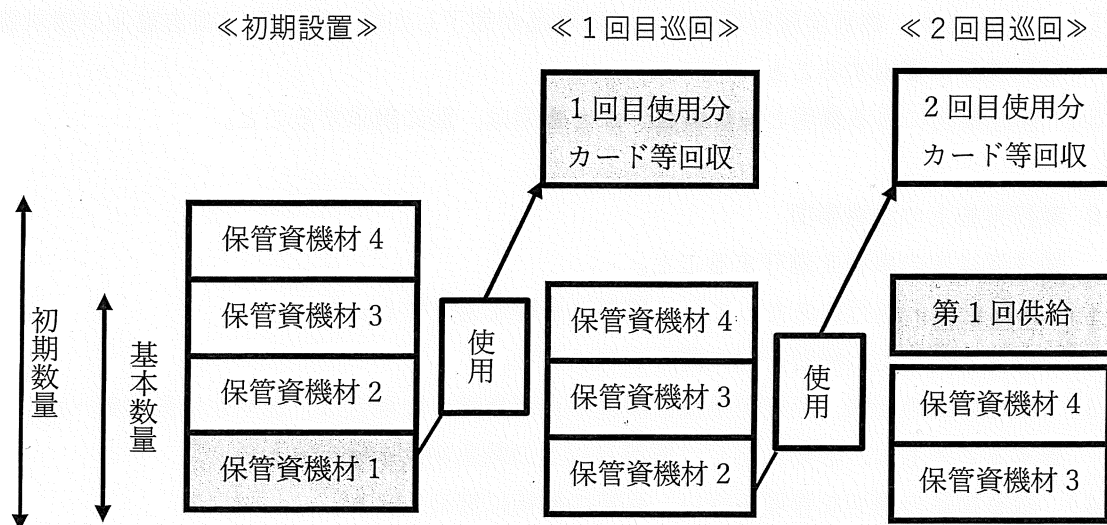


図. 救急物品管理の流れ

6 使用及び配置した救急物品の報告について

- 使用及び配置した救急物品については、翌月中に発注者へ履行場所ごと報告すること。その報告方法、様式等については契約締結後に発注者、受注者相互で協議の上で決定すること。

7 救急物品の仕様等

- (1) 救急物品の仕様及び発注見込数量は、別紙1「救急物品仕様及び発注見込み数量一覧」のとおり。なお、発注見込数量については、発注者からの発注数量を約束するものではない。
- (2) 救急物品の価格の変動があった場合は、発注者と受注者が協議の上、別紙1「救急物品仕様及び発注見込み数量一覧」の価格を変更すること。

8 履行確認

- (1) 受注者は、供給する救急物品の納品時に、履行場所職員の立ち会いにより検査を受けること。
- (2) 検査の際、上記供給分の納品明細納品書を履行場所ごとに提出すること。

9 経費の請求

- (1) 本契約にかかる支払いは、毎月の使用（納品）実績に対する月払いとし、発注者にて検査検収後に支払うものとする。また、消費税の税率が変更された場合、変更された月の使用（納品）実績分から適用とする。
- (2) 受注者は、毎月全履行場所における納品が完了した後、業務完了報告書及び請求書を発注者に提出すること。
- (3) 委託業務に係る費用と救急物品に係る費用は、別に請求すること。

10 業務実施上の注意事項

受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 当該業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務上知りえた秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 救急物品の仕様、形式変更及び製造中止が発覚した場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、必要に応じて同等品以上の救急物品を提示すること。
- (4) 救急物品の適切な管理を行い、品質の維持に努めること。
- (5) 救急物品の設定在庫数量（定数）は、別紙2「救急物品 1ヶ月定数一覧」とおりとし、変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、随時設定数の変更を行うこと。
- (6) 救急物品の需要把握に努め、世界または国内での需要増加が予測される場合や救急物品の大幅な価格変動が予測される場合は、報告すること。
- (7) 受注者は、やむを得ない事情等（大規模災害、感染症の大流行等）により供給が遅延する場合は、その旨を発注者に速やかに報告し、供給に最善を尽くすとともに供給日程を示すこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定

めるものとする。

1.1 入札時の注意事項

入札における応札金額は、前4における業務委託費用と前7における仕様及び発注見込数量の救急物品に係る費用を含め、応札すること。

なお、入札に係る質問期限は、入札通知書における設計図書に係る質問に記載のある期限のとおり。

救急物品仕様及び発注見込み数量一覧

別紙1

年間使用予定数量

No.	同等品	品名	商品名	規格等	予定数量	単位		単価(税抜)	金額(税抜)
						袋	箱		
1	×	除細動パッド	日本光電 使い捨てパッド H331		450	袋	—		
2	×	ラリンゲルチューブ	VBM ラリンゲルチューブ サクヨン・ディスプレイホ	3号	13	箱	10本入り		
3	×	ラリンゲルチューブ	VBM ラリンゲルチューブ サクヨン・ディスプレイホ	4号	24	箱	10本入り		
4	×	ラリンゲルチューブ	VBM ラリンゲルチューブ サクヨン・ディスプレイホ	5号	4	箱	10本入り		
5	×	アイジェル	i-gel O2 レサシパック	サイズ3	2	箱	6個入り		
6	×	アイジェル	i-gel O2 レサシパック	サイズ4	2	箱	6個入り		
7	×	アドレナリン	テルモ アドレナリン注0.1%シリンジ PF-01AD 1ml		100	箱	10本入り		
8	×	輸液(ラクテック)	大塚製薬 ラクテック注 ソフトパック		40	箱	20本入り		
9	×	輸液セット	テルモ テルフェュージョン輸液セット TI-U355P		40	箱	20セット入り		
10	×	ブドウ糖	テルモ ブドウ糖注50%シリンジ「テルモ」PF-N20G50		10	箱	10本入り		
11	×	人工鼻フィルタ	フジメディカル ヘンタイトF FJ-200C	成人用	10	箱	25個入り		
12	×	留置針	メディキット スーパーキヤス5 HP2177	20G	5	箱	50本入り		
13	×	留置針	メディキット スーパーキヤス5 HP2139	22G	15	箱	50本入り		
14	×	留置針	メディキット スーパーキヤス5 HP2141	24G	5	箱	50本入り		
15	○	N95マスク	3M 防護マスク 9502+ N95 医療用	AC-01	200	箱	50枚入り		
16	×	救急グローブ	O&Mハリヤード アクアソフトニトリルグローブ 43933 S	Sサイズ	7	ケース	3,000枚入り		
17	×	救急グローブ	O&Mハリヤード アクアソフトニトリルグローブ 43934 M	Mサイズ	27	ケース	3,000枚入り		
18	×	救急グローブ	O&Mハリヤード アクアソフトニトリルグローブ 43935 L	Lサイズ	7	ケース	3,000枚入り		
19	×	救急シーツ	ASOURCE すべりにくいディスプレイポシーツ AS-10LL	1000mm×2100mm	30	ケース	100枚入り		
20	○	シューズカバー	川西工業 ポリエチレンシューズカバー #4749	フリーサイズ	55	ケース	1,000枚入り		

21	○	サージカルマスク	川西工業 使いきり3層式マスク(ホワイト)		フリーサイズ	7 ケース	2,000枚入り		
22	×	カニューラ	アトムメディカル アトム酸素鼻孔カニューラ 41512 OX-28		成人用	30 箱	20個入り		
23	×	オープンフェースマスク	アトムメディカル オープンフェイスマスク 36570		Lロングソケット	40 箱	10個入り		
24	×	酸素吸入マスク 成人高濃度	アトムメディカル 酸素フェースマスク 36525		Lロングソケット リザーバーバック	85 箱	10個入		
25	×	酸素吸入マスク 小児高濃度	アトムメディカル 酸素フェースマスク 36529		Sソケット リザーバーバック	8 箱	10個入		
26	×	酸素吸入マスク 成人中濃度	アトムメディカル 酸素フェースマスク 36580		Lロングソケット	15 箱	10個入		
27	×	酸素吸入マスク 小児中濃度	アトムメディカル アトムベディマスク 41182		OX-130ソケットシヨウニヨウ	35 箱	10個入		
28	×	ガーゼ	アルケア デルマエイド 11985		8号 10.0cm×20.0cm	20 箱	100枚入り		
29	×	12誘導心電図電極シール	フクダ電子 ニップローデⅢ TEE-173DN		成人 X線透過型	150 袋	100個入		
30	×	心電図電極シール	フクダ電子 スナップローデ TEO-3030DR		径36mm X線透過型	50 箱	1,000個入		
31	×	除細動パッド(消防隊用)	日本光電 使い捨てパッド P-740		成人/小児共用	40 組	-		
32	×	気管内チューブ	エムシー-M(JMC) パーカー-気管チューブ スタイルレットイン		I-PFST-70カ7アリ	5 箱	10本入		
33	×	気管内チューブ	エムシー-M(JMC) パーカー-気管チューブ スタイルレットイン		I-PFST-75カ7アリ	10 箱	10本入		
34	×	気管内チューブ	エムシー-M(JMC) パーカー-気管チューブ スタイルレットイン		I-PFST-80カ7アリ	5 箱	10本入		
35	×	除菌クロス(ピロータイプ)	オオサキメディカル アルウエッティ除菌クロス 00072160		140×200mm	140 袋	-		
36	×	消毒用エタノール	健栄製薬 消毒用エタノール液IP		500ml	25 本	-		
37	×	ネックカラー	レールダルメディカル ステイフネックセレクト 98001005			40 枚	-		
38	×	ネックカラー(小児用)	レールダルメディカル ステイフネック頸椎固定カラー 980020		小児用セレクト	20 枚	-		
39	×	パストレー(膿盆)	ホギメディカル KT-10ダイ			10 箱	100枚入		
40	×	お産セット	オオサキメディカル OBリネンセットⅡ			2 箱	5組入		
41	×	モニター記録用紙	日本光電 モニター用記録紙 A721		50mm×20m 100mmオリ	10 箱	10冊入		
42	×	サージカルテープ	ソルベンタム トランスポアサージカルテープ 1527-1		25.0mm×9.1m	5 箱	12巻入		

43	×	AWSイントロック	日本光電 AWSイントロックNK M-ITL-SL	成人用曇止加工	4	箱	10個入	
44	×	ワンショットプラスヘキシジン	白十字 ワンショットプラス ヘキシジン 11440	4 × 8cm	12	箱	60包入	
45	×	血糖測定器針	テルモ メディセーフ針 MS-GN4530	23Gセンシヨウ	6	箱	30本入	
46	×	血糖測定用チップ	ニプロ ニプロFS血糖センサーライト 11-766	30マイ/ホン	6	箱	30枚入	
47	×	救急アルミックシート	イワツキ 救急アルミックシート	004-047601 125x225cm 4枚キ	50	枚	-	

-	委託料		10	月	-
---	-----	--	----	---	---

合計金額(税抜)

合計金額(税込)

救急物品 1ヶ月定数一覧

別紙2

年間使用予定数量

No.	同等品	品名	商品名	規格等	予定数量	単位		藤枝消防署 (定数)		焼津消防署 (定数)	
						袋	箱	袋	箱	袋	箱
1	×	除細動パッド	日本光電 使い捨てパッド H331		450	袋	—	30	袋	30	袋
2	×	ラリンゲルチューブ	VBM ラリンゲルチューブ・サクシオン・デバイス®	3号	13	箱	10本入り	1	箱	1	箱
3	×	ラリンゲルチューブ	VBM ラリンゲルチューブ・サクシオン・デバイス®	4号	24	箱	10本入り	2	箱	2	箱
4	×	ラリンゲルチューブ	VBM ラリンゲルチューブ・サクシオン・デバイス®	5号	4	箱	10本入り	1	箱	1	箱
5	×	アイジェル	i-gel O2 レサシパック	サイズ3	2	箱	6本入り	1	箱	1	箱
6	×	アイジェル	i-gel O2 レサシパック	サイズ4	2	箱	6本入り	1	箱	1	箱
7	×	アドレナリン	テルモ アドレナリン注0.1%シリンジ PF-01AD 1ml		100	箱	10本入り	5	箱	5	箱
8	×	輸液(ラクテック)	大塚製薬 ラクテック注 ソフトパック		40	箱	20本入り	3	箱	3	箱
9	×	輸液セット	テルモ テルフェュージョン輸液セット TI-U355P		40	箱	20セット入り	3	箱	3	箱
10	×	ブドウ糖	テルモ ブドウ糖注50%シリンジ「テルモ」PF-N20G50		10	箱	10本入り	1	箱	1	箱
11	×	人工鼻フィルター	アジメテカル ベンタイトF FJ-200C	成人用	10	箱	25個入り	1	箱	1	箱
12	×	留置針	メデキット スーパーキヤス5 HP2177	20G	5	箱	50本入り	1	箱	1	箱
13	×	留置針	メデキット スーパーキヤス5 HP2139	22G	15	箱	50本入り	1	箱	1	箱
14	×	留置針	メデキット スーパーキヤス5 HP2141	24G	5	箱	50本入り	1	箱	1	箱
15	○	N95マスク	3M 防護マスク 9502 + N95 医療用	AC-01	200	箱	50枚入り	5	箱	5	箱
16	×	救急グローブ	O&Mハリヤード アクアソフトニトリルグローブ 43933 S	Sサイズ	7	ケース	3000枚入り	1	ケース	1	ケース
17	×	救急グローブ	O&Mハリヤード アクアソフトニトリルグローブ 43934 M	Mサイズ	27	ケース	3000枚入り	2	ケース	2	ケース
18	×	救急グローブ	O&Mハリヤード アクアソフトニトリルグローブ 43935 L	Lサイズ	7	ケース	3000枚入り	1	ケース	1	ケース
19	×	救急シーツ	ASOURCE すべりにくいディスプレイポシーツ AS-10LL	1000mm×2100mm	30	ケース	100枚入り	2	ケース	2	ケース
20	○	シューズカバー	川西工業 ポリエチレンシューズカバー #4749	フリーサイズ	55	ケース	1000枚入り	2	ケース	2	ケース

21	○	サージカルマスク	川西工業 使いきり3層式マスク(ホワイト)	フリーサイズ	7	ケース	2000枚入り	1	ケース	1	ケース
22	×	カニューラ	アトムメディカル アトム酸素鼻孔カニューラ 41512 OX-28	成人用	30	箱	20個入り	1	箱	1	箱
23	×	オーブンフェースマスク	アトムメディカル オーブンフェースマスク 36570	Lロングソケット	40	箱	10個入り	3	箱	3	箱
24	×	酸素吸入マスク 成人高濃度	アトムメディカル 酸素フェースマスク 36525	Lロングソケット リザーバーパック	85	箱	10個入り	3	箱	3	箱
25	×	酸素吸入マスク 小児高濃度	アトムメディカル 酸素フェースマスク 36529	Sソケット リザーバーパック	8	箱	10個入り	1	箱	1	箱
26	×	酸素吸入マスク 成人中濃度	アトムメディカル 酸素フェースマスク 36580	Lロングソケット	15	箱	10個入り	1	箱	1	箱
27	×	酸素吸入マスク 小児中濃度	アトムメディカル アトムペディマスク 41182	OX-130ソケットシヨウニヨウ	35	箱	10個入り	1	箱	1	箱
28	×	ガーゼ	アルケア デルマエイド 11985	8号 10.0cm×20.0cm	20	箱	100枚入り	1	箱	1	箱
29	×	12誘導心電図電極シール	フクダ電子 ニップローデーⅢ TEE-173DN	成人 X線透過型	150	袋	100個入り	15	袋	15	袋
30	×	心電図電極シール	フクダ電子 スナップローデー TED-3030DR	径36mm X線透過型	50	箱	1,000個入り	2	箱	2	箱
31	×	除細動パッド(消防隊用)	日本光電 使い捨てパッド P-740	成人/小児共用	40	組	-	5	組	5	組
32	×	気管内チューブ	エムシーM(JMC) パーカー気管チューブ スタイルトイン	I-PFST-70カ7アリ	5	箱	10本入り	1	箱	1	箱
33	×	気管内チューブ	エムシーM(JMC) パーカー気管チューブ スタイルトイン	I-PFST-75カ7アリ	10	箱	10本入り	1	箱	1	箱
34	×	気管内チューブ	エムシーM(JMC) パーカー気管チューブ スタイルトイン	I-PFST-80カ7アリ	5	箱	10本入り	1	箱	1	箱
35	×	除菌クロス(ピロエタイプ)	オオサキメディカル アルウエッティ除菌クロス 00072160	140×200mm	140	袋	-	5	袋	5	袋
36	×	消毒用エタノール	健栄製薬 消毒用エタノール液IP	500ml	25	本	-	1	本	1	本
37	×	ネックカラー	レールダルメディカル ステイフネックセレクト 98001005		40	枚	-	3	枚	3	枚
38	×	ネックカラー(小児用)	レールダルメディカル ステイフネック頸椎固定カラー 98002005	小児用セレクト	20	枚	-	2	枚	2	枚
39	×	パストレー(膿盆)	ホギメディカル KT-10ダイ		10	箱	100枚入り	1	箱	1	箱
40	×	お産セット	オオサキメディカル OBリリネンセットⅡ		2	箱	5個入り	1	箱	1	箱
41	×	モニター記録用紙	日本光電 モニタ用記録紙 A721	50mm×20m 100mmオリ	10	箱	10冊入り	3	箱	3	箱
42	×	サージカルテープ	ソルバンタム トランスポアサージカルテープ 1527-1	25.0mm×9.1m	5	箱	12巻入り	1	箱	1	箱
43	×	AWSイントロック	日本光電 AWSイントロックNK M-ITL-SL	成人用曇止加工	4	箱	10本入り	1	箱	1	箱

44	×	ワンショットプラスヘキシジン	白十字 ワンショットプラス ヘキシジン 11440	4 × 8cm	12 箱	60包入	2 箱	2 箱
45	×	血糖測定器針	テルモ メディセーフ針 MS-GN4530	23Gセンゾウ	6 箱	30本入	2 箱	2 箱
46	×	血糖測定用チップ	ニプロ ニプロFS血糖センサーライト 11-766	30マイ/ホン	6 箱	30本入	2 箱	2 箱
47	×	救急アルミックスシート	イワツキ 救急アルミックスシート	004-047601 125×225cm 4枚入	50 枚	-	5 枚	5 枚

-	委託料	10 月	-
---	-----	------	---

合計金額(税抜)

合計金額(税込)

志太広域事務組合業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この条項及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者へ引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者若しくは管理技術者等に対して行うことができる。この場合において、受注者若しくは管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、契約書、この条項若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、受注者はこの契約による事務を処理するための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この条項及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第39条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者又は受注者の下請負者（下請負者が数次にわたるときはその全てを含む。）は、次のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 役員等（受注者が個人事業主である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(受注者の責務)

第3条 この委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第4条 この条項に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うこ

とができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この条項の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(業務工程表の提出)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この条項の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示
 - (2) この条項及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの条項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この条項に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者等)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第17条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第18条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この条項の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（業務委託料の変更方法等）

第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（臨機の措置）

第22条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとつた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（損害賠償）

第23条 受注者は業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により、発注者の建造物、器物等（第三者の所有にかかる展示物等を含む。）を滅失若しくはき損したとき又は発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において、発注者の指定する期限までに原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第24条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第26条 発注者は、第23条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第27条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第25条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 損害金等が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者等を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第29条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第31条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第32条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。

この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能になったものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第28条によるときは発注者が定め、第29条又は第30条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第33条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第34条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につきこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(負担区分)

第35条 委託業務の履行のため、受注者が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金の負担は、履行場所における必要最小限度のものについて発注者が負担するものとし、他は受注者の負担とする。なお、各業務特記仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれの負担区分によるものとする。

(受注者の法令上の責任)

第36条 受注者は、委託業務従事者に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)、の規定及びその他関係する各種法律等による、労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(受注者業務従事者の災害に対する措置)

第37条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(名称等の変更届)

第38条 受注者は、受注者の商号若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

(紛争の解決)

第39条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者との間で折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であつても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(妨害又は不当要求を受けた場合の措置)

第40条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、妨害又は不当要求があつた時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報並びに被害届を提出し、捜査上必要な協力をしなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告及び警察への通報並びに被害届の提出を怠つたと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(届出書、通知書等の様式)

第41条 この条項に基づき受注者が発注者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、発注者の定めるところによる。

(特記事項)

第42条 業務委託契約書のその他に「地方自治法第234条の3に定める長期継続契約」の記載がある場合、発注者は、予算の減額又は削減があつた場合には、書面により受注者に通知をし、いつでも契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合において、契約の解除により受注者に損害があつたときには月額の業務委託料に契約解除の日から契約の満了日までの月数(この項において「残存契約月数」という。)を乗じて得た金額(残存契約月数に1月末満の端数を生じたときは、残存契約月数から1月末満の月数を控除した月数に入札等の金額を乗じて得た金額と、その端数を生じた月の暦日数と入札等の金額に基づく日割計算により計算した額の合計額とする。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を上限として、受注者は損害の賠償を請求することができる。

(契約外の事項)

第43条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者（以下単に「責任者」という。）及び本件委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。これらの者を変更する場合も同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。

3 従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後にあっても同様とする。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に対し本件特記事項において従業者が遵守すべきこととされている義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対し、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 乙は、本件委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、本件委託業務を自ら行うこととし、本件委託業務の全部又は一部を第三者（乙の子会社を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。

2 乙は、本件委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託しようとする場合又は既に行っている再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、その同意を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託を行う業務において取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託を必要とする理由

(5) 再委託をしようとする相手方に関する次の情報

ア 相手方の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者

エ 連絡先

(6) 再委託をしようとする相手方の個人情報の取扱いに関する責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託をしようとする相手方に求める個人情報保護措置の内容

(8) 再委託をしようとする相手方に対する監督の方法

(再委託先の選定)

第8条 乙は、前条の規定により個人情報の取扱いを第三者に再委託しようとする場合には、個人情報の適切な

管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。

(再委託先との契約等)

第9条 乙は、第7条の規定により甲の同意を得て個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合には、再委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 本特記事項第1条から第6条まで、第7条第1項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条及び第19条の規定の内容に準じた事項（これらの規定中「甲」とあるのを「乙」と、「本件委託業務」とあるのを「再委託の業務」と、「本件特記事項」とあるのを「契約内容」と、「乙」とあるのを「再委託の相手方」と読み替えた事項）

(2) 再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、再委託の相手方における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、甲が直接又は乙を通じて少なくとも年1回以上、原則として、再委託先の作業場所における実地検査により（ただし、次に掲げる場合には書面により）本件特記事項が遵守されていることを確認すること。

ア 再委託先における作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

イ その他実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

2 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再々委託の禁止)

第10条 甲は、再委託した業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙は、第7条第2項に規定する再委託の内容を変更するものとして、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面及び再々委託に係る契約書の案を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

(1) 再々委託をしようとする業務の内容

(2) 前号の業務において取り扱う個人情報

(3) 再々委託の期間

(4) 再々委託を必要とする理由

(5) 再々委託をしようとする相手方に関する次の情報

ア 相手方の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者

エ 連絡先

(6) 再々委託をしようとする相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

(8) 再委託先における再々委託をしようとする相手方の監督方法

3 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第12条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第13条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第14条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件委託業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存し、又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合にあつては、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を当該台帳に記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第15条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し、若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があつた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があつた場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあつた個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(報告の求め及び実地検査)

第17条 甲は、本件委託業務に関し本件特記事項が遵守されていることを確認するため、定期的に乙に報告を求めることができる。

2 甲は、本件委託業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、乙における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として、乙の作業場所における実地検査により本件特記事項が遵守されていることを確認するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、甲は、乙における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理に関しこの特記事項が遵守されていることを書面により乙に報告させることその他の手段により確認するものとする。

(1) 乙の作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

4 乙は、前2項の規定による報告又は確認に伴い、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 「甲」を志太広域事務組合、「乙」を受注者とする。

入札書

- 1 入札番号 第21号
- 2 件名 令和8年度 救急物品管理供給業務委託事業
- 3 履行場所 藤枝市稲川200番地の1
藤枝消防署 ほか

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所

入札者 商号

氏名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

記載例

入札書

- 1 入札番号 第 〇〇 号
- 2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

入札金額 (消費税抜)

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

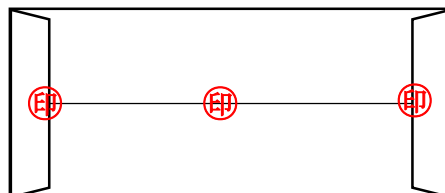
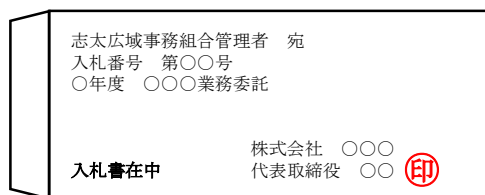
（令和7年5月1日～）

<内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

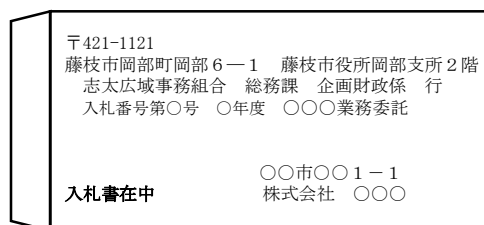
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



<外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

